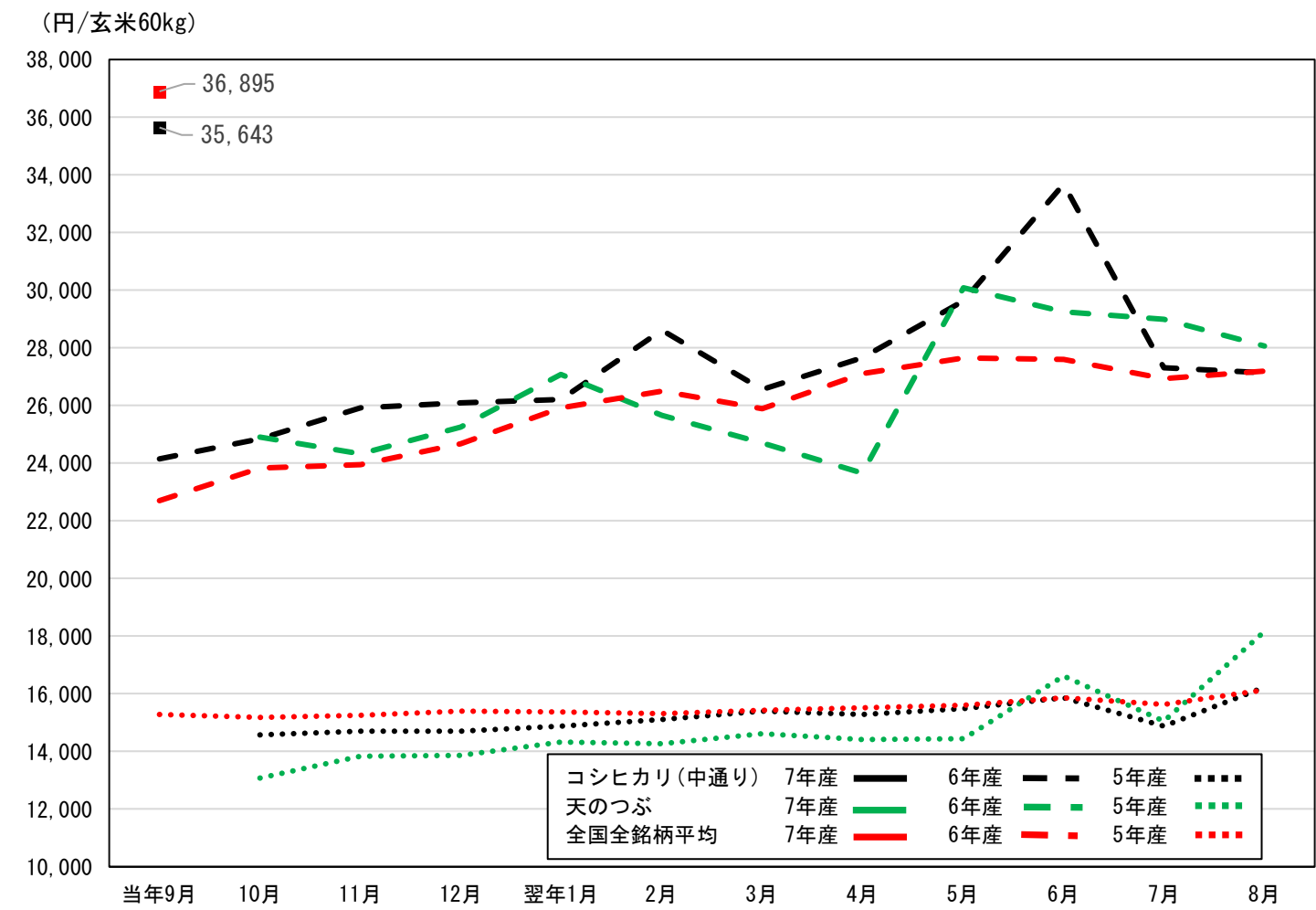


○相対取引価格の推移

令和7年産米の価格は、平成2年以降最高となっています。福島県においても各銘柄とも高値で推移しており、銘柄別の玄米60kgあたりの平均価格は、コシヒカリ（中通り）35,643円（前年同月比148%）となっています。（天のつぶは、9月の相対取引数量が100トン未満であり、価格が公表されていません。）
なお、単月の価格については、取引数量の多少があることに留意する必要があります。



相対取引価格の推移

資料： 農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注： 1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量5,000トン以上）である。
2 産地品種銘柄ごとの価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものであり、数量は、同契約の数量の合計である。
3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
4 加重平均に際しては、新潟、長野、静岡以东（東日本）の産地品種銘柄については受渡地を東日本としているものを、富山、岐阜、愛知以西（西日本）の産地品種銘柄については受渡地を西日本としているものを対象としている。
5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の引取状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウェイトで加重平均により算定している（6年産及び7年産は速報値）。
7 全銘柄平均価格は、報告対象産地品種銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均により算定している。
8 当該月の相対取引契約がなかったもの又は当該月の相対取引数量が100トン未満のものは価格の公表を行わない。
9 令和6年産米は、令和7年3月以降の取引に政府備蓄米が含まれている。（なお、産地区分のない、福島県産コシヒカリは「コシヒカリ（中通り）」に含めて算定している。